

特定小型原動機付自転車申立書

《届出者》 住 所 _____
氏 名 _____

標識番号		車名	
車台番号			

定格出力		最高速度	
長さ		幅	

厚木市長 様

上記車両は、地方税法上の特定小型原動機付自転車の要件に該当することに相違ありません。登録に関する一切の責任は私が負うことを誓約いたします。

なお、保安基準をはじめとする道路運送車両法令の求める要件を満たさない場合は、公道走行が禁止されていること及び道路交通法令の求める要件を満たさない場合には、一般原動機付自転車に該当し、その運転には運転免許が必要であることを承知しています。

《特定小型原動機付自転車の要件》

- ①原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること。
- ②長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ③最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

令和 年 月 日

《納税義務者》 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

《道路運送車両法の保安基準》

道路運送車両法の保安基準第66条の5以下及び道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示を参照。

確認事項	概要
定格出力	イ 原動機の定格出力が 0.6kW 以下であることを確認すること
接地部及び接地厚	イ 接地圧は、タイヤの接地部の幅と車両総重量から算出すること
前照灯	イ 細目告示中、「夜間前方15mの距離にある交通上の障害物を確認できる」については、夜間又は暗室において、15mの距離に置いた障害物が目視できることを確認すること
尾灯	イ 細目告示中、「夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できる」については、光源が 5W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm ² 以上であり、かつ、その機能が正常であることを確認すること
制動灯	イ 細目告示中、「昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できる」については、光源が 15W 以上 60W 以下で照明部の大きさが 20cm ² 以上であり、かつ、その機能が正常であることを確認すること ロ 細目告示中、「5倍以上」については、照度計等を用いて実測すること
後部反射器	イ 細目告示中、「夜間にその後方 100m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる」については、夜間又は暗室において、100m の距離から協定規則 第 149 号に適合した走行用前照灯で照射し、その反射光を目視できることを確認すること
警音器	イ 細目告示中「適当な音響」については、日本産業規格 D9451 に適合する警音器と同等程度の音響であることを確認すること
方向指示器	イ 細目告示中、「車両中心線上の前方及び後方 30mの距離から 指示部を見通すことができる」については、車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が目視できることを確認すること ロ 細目告示中、「方向の指示を表示する方向 100m の距離から昼間において点灯を確認できる」については、各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が 7cm ² 以上であり、かつ、その機能が正常であることを確認すること ハ 細目告示中、「全ての位置から見通すことができる」については、規定された範囲の全体から目視できることを確認すること ニ 細目告示中、「毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅する」については、ストップウォッチ等を用いて、1分間における点滅回数を確認すること
電気装置	イ 細目告示中、「次に掲げる基準のいずれかに適合する」については、確認申請者により提出される書面を確認する方法により実施すること
乗車装置	イ 細目告示中、「十分な滑り止め加工がされている」については、安定性に関する試験において、床面が容易に滑らないことを確認すること
最高速度表示灯	イ 細目告示中、「昼間にその前方及び後方 25m の距離から点灯を確認できる」については、光源が 15W 以上で照明部の大きさが 7cm ² 以上であり、かつ、その機能が正常であることを確認すること ロ 細目告示中、「毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅する」については、ストップウォッチ等を用いて、1分間における点滅回数を確認すること

《道路交通法》

○車体の大きさ

長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下

○車体の構造

- ①原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- ②20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- ③走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ④AT機構がとられていること。
- ⑤道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。